

令和6年度 胎内市地域包括支援センター運営方針(案)

I 方針策定の趣旨

この運営方針は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センターの目的、運営上の基本的考え方や理念、業務推進の方針等を明確にし、業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、胎内市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて策定する。

II 地域包括支援センターの目的

元気な高齢者はもとより介護が必要な状態になったとしても「住み慣れた地域で尊厳を保持し自分らしい生活を送りたい」多くの市民が抱く願いを叶えられるよう地域の多様な資源やサービス等を活用し、多職種連携による包括的かつ継続的な支援を提供する仕組み「地域包括ケア」の体制を構築する中心的な役割を果たし、高齢者一人ひとりの心身の状況の変化に応じた健康保持及び生活の安定のために必要な支援を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

III 運営上の基本視点

1 公益性の視点

- (1)地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2)地域包括支援センターの運営費用は、介護保険料や、国・県・市の公費により賄われていることを十分に認識し、適切な事業運営を行う。

2 地域性の視点

- (1)地域包括支援センターは、地域住民による支援や地域づくり活動、介護・福祉サービス等の提供体制を支える中核的な機関としての役割を担い、地域の特性や実情に配慮した効果的な事業運営を行う。
- (2)地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議地域ケア推進部会等を通じて、地域住民や関係機関等の意見を幅広く採り上げ、事業活動に反映させるとともに、地域が抱える課題等の解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性の視点

- (1)地域包括支援センターに所属する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員及びその他の職員が相互に情報を共有し、組織内部、関係機関との連携・協働のもと、質の高い支援に繋げる。
- (2)地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図り、個々の状況に応じて協働して業務にあたる。
- (3)地域共生社会の実現に向け、高齢者の総合相談機関としての分野を超えて、障がい者を支援する相談支援事業所、子育て支援拠点、生活困窮者自立相談支援機関や社会福祉法人等の関係機関と協働して、地域生活課題について共に検討・相談にあたる。

また、地域包括支援センターは、高齢者のみならず、障がい者や子どもなどを含む複合課題や地域課題に対しても、積極的に関与し包括的相談支援体制の構築・推進に取り組む。

IV 基本的な運営方針について

地域包括支援センターには、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員を配置し、高齢者に関するあらゆる相談に応じ、解決に向けて対応する。職員は、常に公正・中立に職務を遂行するとともに、複雑・多様化する問題については、それぞれが有する専門性を発揮して、チームアプローチによる支援を包括的に行う。

また、支援困難事例等については、地域ケア会議の積極的な活用を図るなどにより、関係者の意見を踏まえ幅広い視点で検討を重ね、本人や家族の思いを尊重しつつ、より良い支援に繋がるよう努める。

1 共通事項

(1)法令遵守

地域包括支援センターの運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、社会的責任と公共的使命を認識し、健全な運営に努める。

(2)個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び胎内市個人情報保護条例(平成17年条例第12号)その他個人情報の保護に関する法令、契約等を遵守し、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等、情報管理を徹底するとともに、内部規程やセキュリティ体制の構築等万全の措置を講じる。

また、個人情報に関する事故が発生したときは、速やかにその利用者及び関係者に通知するとともに必要な対策をとる。

地域包括支援センターに相談があった場合、室内の区切られた場所に対応する等の工夫を行いプライバシーが守られるように配慮する。

(3)事故・苦情・緊急時の対応

日ごろから事故や苦情等が発生しないよう誠実な対応に努めるとともに、事故・苦情・緊急事態が発生した際に速やかに適切な対応が行われるよう、予め手順を定め必要な体制を整える。

地域包括支援センターに苦情があった場合は苦情内容を記録し、センター内で情報共有するとともに、速やかに改善策を検討し、相手にその内容を報告し、併せて市に報告する。

(4)職員のスキルアップ

地域包括支援センターの職員は、積極的に研修会に参加し、相談・支援やケアマネジメント等の業務に必要な知識や技術を習得し、学んだことを職員間で共有し、スキルアップを図る。

また、胎内市の地域包括支援センター新任、現任研修プログラムを作成し、共に学びを深め、資向上に向け体制づくりを行う。

2 地域包括ケアシステムの確立

(1) 地域ケア会議・地域ケア推進部会の開催

地域における課題や地域の実情に応じて必要と認められる事項等について、地域ケア会議、地域ケア推進部会を開催し、地域づくり・地域資源等の把握等に努めるとともに、解決が困難な課題について検討し、政策形成に繋げていく。

(2) 圏域内における多職種連携

医療機関、介護保険サービス事業所、民生委員、自治会、ボランティア組織、その他各種団体と連携し、日常生活圏域を単位とした地域包括ケアシステムの確立を目指す。

3 総合相談支援事業

地域包括支援センターが行う総合相談では、相談者の不安を取り除き、問題解決を目指すことに努め、多様なサービス提供の調整までのワンストップサービスの窓口として機能する。

また、相談者の生活環境の様々な要因により、支援方法や支援内容は異なってくることから、個々の相談に丁寧に対応し、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用に繋がるよう支援する。

(1) ネットワークの構築

総合相談は窓口や電話での相談に留まらずに、地域に積極的に向き、多様なネットワークを通じて相談が寄せられる環境を整える必要がある。このため、日ごろから地域の民生委員などの地域の関係者と信頼関係を築き、地域の情報や相談が寄せられる地域にとって身近な地域包括支援センターになることを目指す。

4 介護予防ケアマネジメント

介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、サービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な援助を行う。

予防給付や総合事業等のサービスだけでなく、地域におけるインフォーマルサービス等の多様な地域活動の活用を図り、地域包括ケアシステムの確立を目指すとともに、地域の通いの場やサロンをはじめ、老人クラブ、自治会などの地区組織、福祉団体、ボランティア、民間企業等を利用者のニーズに合わせて活用できるよう支援する。

指定介護予防支援や介護予防ケアマネジメントの契約にあたっては、複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能である旨を利用者や家族に説明し、指定居宅介護支援や介護予防ケアマネジメントに関する居宅介護支援事業所への委託や、利用する介護保険サービス事業者の選定においては、利用者の居住地域やニーズに応じて公正・中立に行い、選定の理由や経緯を記録に残す。また、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する場合は、地域包括支援センターで台帳の記録及び進捗管理を行う。

5 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の状況の変化に対応できる包括的・継続的ケアマネジメントを実施するため、介護支援専門員や医療機関などの様々な職種や関係機関等との連携強化と個々の介護支援専門員が適正かつ効果的なケアマネジメントが行われるよう相談・支援を行う。

(1) 介護支援専門員に対する支援

個々の介護支援専門員の支援については、地域包括支援センターの主任介護支援専門員と協働で行う。また、介護支援専門員のマネジメント技術の向上、職業倫理の確立、医療・介護・福祉分野との情報の共有及び一層の連携を図ることを目的に、介護支援専門員が主体となって運営する「胎内市介護支援専門員連絡協議会」と連携した活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援を継続する。

介護支援専門員に対する研修会等を開催し、情報の提供や自立支援型のケアマネジメント技術の向上に努める。

6 権利擁護事業

高齢者が安心して尊厳のある生活ができるように、高齢者虐待への対応や消費者被害防止等の権利擁護に関する相談及び支援を行う。

(1) 関係機関との連携

高齢者虐待については、被虐待者の保護等、緊急の対応が必要な場合があることから、福祉介護課健康長寿推進係と地域福祉係、新発田警察署胎内分庁と連携をとりながら迅速かつ適切な対応を図る。

7 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、各地域包括支援センターが連携し事業を推進していくために、国が定める指標に基づき保険者による評価を実施し、地域包括支援センターの事業評価を行う。その結果については、地域包括支援センター運営協議会等において点検を行い、センターの課題を踏まえ検討を行い、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、より地域包括支援センターの機能を高め、適切な運営と質の向上に繋がられるよう、必要な改善を図っていく。

V 重点的に取り組む事項

今年度、重点的に取り組むべき事項として、次の7点をあげる。

- 1 介護予防取組推進
- 2 認知症者とその家族への一体的な支援の取組みと認知症施策の推進
- 3 在宅医療と介護連携の推進
- 4 地域支援事業の事業間連携と評価体制の強化
- 5 地域ケア会議推進事業を通じた地域支援体制の充実
- 6 災害や感染症の備えと支援体制を強化
- 7 成年後見制度の利用促進

【令和6年度具体的方針】

1 介護予防の取組を推進する

高齢化の急速な進展を鑑み、要介護状態となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化をできる限り防止するため、各種介護予防事業の取組を推進する。

住民主体の通いの場の立ち上げ・継続支援を行うが、まだ立ち上がっていない地区に積極的に声かけを行っていく。

ハイリスク高齢者を対象に行っている「すこやか教室」について、引き続き機能強化型を実施し、利用者の状態に合った介護予防事業が選択できる体制を整える。

2 認知症者とその家族への一体的な支援の取組みと認知症施策の推進

「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を目指し、若年性認知症者を含む認知症の人やその家族の一番身近な相談窓口として、認知症疾患医療センターや認知症地域支援推進員、医療機関と連携し、認知症者とその家族を支援する。

① 認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援事業を地域包括支援センターややまぼうしに委託し、初期集中支援チームによる支援を行う。チームの構成員は、地域包括支援センターやまぼうし、社会福祉士、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターの職員とし、サポート医は黒川病院の認知症疾患医療センターの医師とする。

② ハイリスクの方や家族への一体的支援プログラムの実施

認知症の本人と家族の診断直後からの家族の関係性やかかわり方を調整し、希望する在宅生活を継続できるよう、認知症の人と家族の一体的支援プログラムを実施し、本人の意欲向上及び家族の介護負担感の軽減と家族関係の再構築を図っていく。

③ 認知症に対する正しい理解と地域の見守り体制の促進

引き続き「認知症サポーター養成講座」を実施する。「認知症街あるき声かけ見守り模擬訓練」については、手法などを検討し、認知症に対する正しい理解と地域ぐるみで認知症の人を温かく見守り支える地域づくりを目指す。

④ 認知症サポーター活動促進及び共生の地域づくりの推進

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みとして立ち上げた、チームオレンジプラスたいないの運営を支援する。

3 在宅医療・介護連携の推進に取り組む

委託先である新発田北蒲原医師会や新発田圏域の近隣市町と連携を図りながら、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療・介護が提供できる体制づくりに取り組む。

引き続き、看取りの場面における課題の把握や医療・介護関係者の看取り支援に関する援助技術向上、住民の看取りへの理解促進に取り組む。

4 地域支援事業の事業間連携と評価体制の強化

令和5年度実施した地域マネジメント力強化支援事業を継続して実施し、介護予防事業をはじめとする各地域支援事業の見直しと連動性を高め、地域課題を解決できるマネジメント力を養う。

年1回、各事業の進捗状況を確認し、事業間の連携が図られているかについて評価する。この場を活用し、他職種連携を強化し、多くの専門職が市の目指す姿や課題に対する達成状況について情報提供し、共有できる仕組みづくりに取り組む。

5 地域ケア会議推進事業を通じた地域支援体制の充実

自立支援型の定例地域ケア会議を開催し、多職種で検討することにより、専門職のケアマネジメントの質の向上、地域課題の把握と施策への反映、他分野との連携の強化に取り組む。

支援困難ケース等のケア会議は、各地域包括支援センターが担当地区の個別ケア会議を主催し、支援体制の強化を行う。

6 災害や感染症の備えと支援体制を強化

災害に備え、介護サービス事業所、地域包括支援センター、福祉介護課、健康づくり課、総務課防災対策係や地域と連携し、要援護者の支援体制について検討し、体制の強化を図る。引き続き、個別避難計画の作成や防災についての訓練、啓発、備蓄等、平時からの事前準備を促進、支援体制を整える。

感染症の発生、拡大に備え、感染症予防・感染拡大防止対策の周知、啓発を行い、介護サービス事業所、地域包括支援センター、福祉介護課、健康づくり課や地域と連携し、基本的な感染症対策の徹底と平時からの感染症対策の啓発、事前準備を促進、支援体制を整える。

7 成年後見制度の利用促進を図る

成年後見制度の理解促進や中核機関のコーディネート機能の強化、総合的な権利擁護支援策の充実を図る。

また、市民向け、ケア関係者向けの研修会、協議会を開催し、権利擁護に関する多様な分野、主体との包括的な連携に向けて、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を図る。

VI 市や関係機関及び地域包括支援センターとの連携

随時、地域包括支援センター会議を開催し、事業運営に係る話合い、情報交換等を行い、連携強化と効率的かつ効果的なセンターの運営に努める。必要に応じ地域包括支援センター管理者会議を開催し、センターの機能強化のための検討や事業運営等の見直し、改善等について協議する。

主任介護支援専門員や社会福祉士、保健師・看護師等の職種同士の会議を開催し、高齢者の自立支援に向けた取組について検討する。

また、令和6年度から、高齢者の特性を踏まえた健康支援として、フレイル対策やオーラルフレイル、低栄養予防に関する取組を促進するとともに、介護予防に関する取組と保健事業を一体的に実施し、健康課題や地域分析を行い、市の統一した対策を講じ、市民の健康寿命の延伸を目指す。